

令和8年第2回都城市議会定例会（3月）

（議案第3号～第60号、諮問第1号）

議案第29号

都城市印鑑登録及び証明に関する条例及び都城市手数料条例の一部を
改正する条例の制定について

都城市印鑑登録及び証明に関する条例及び都城市手数料条例の一部を改正する条
例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

都城市印鑑登録及び証明に関する条例及び都城市手数料条例の一部を改正する条例
 (都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正)

第1条 都城市印鑑登録及び証明に関する条例(平成18年条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により登録原票に登録した事項を電子計算組織(定められた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織をいう。以下「電子計算組織」という。)に記録し、保存するものとする。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項の印鑑登録証明書は、第6条第2項の規定により記録した事項(登録番号及び登録年月日を除く。)を電子計算組織から出力し、<u>作製するものとする。ただし、これにより難い場合は、登録原票の印影を複写して作製するものとし、印影のほか次に掲げる事項を記載したものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(多機能端末機及び利用者操作端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第16条 第14条及び前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいう。)及び利用者操作端末機(市の窓口を設置する端末機で、証明書の交付申請の機能を有するものをいう。)で、</p>	<p>(登録事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、前項に規定する登録原票を電子計算組織(定められた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織をいう。以下「電子計算組織」という。)に記録し、保存するものとする。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項の印鑑登録証明書は、第6条第2項の規定により記録した事項(登録番号及び登録年月日を除く。)を電子計算組織から出力し、<u>作成するものとし、</u>印影のほか次に掲げる事項を記載したものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第16条 第14条及び前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいう。)で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第</p>

写しの 交付手 数料	(略)	号) 第 2 条第 3 号に規定 する多機能端末機をい う。以下同じ。)を利用し た交付の場合	(略)	(略)	写しの 交付手 数料	(略)	規定する多機能端末機を いう。以下同じ。)を利用 した交付の場合	(略)	(略)
		(略)					(略)		
(略)					(略)				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：地域振興部市民課】

条例名	都城市印鑑登録及び証明に関する条例及び都城市手数料条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	標準準拠システムへの移行に伴う印鑑登録原票に関する取扱いの変更等について所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1 都城市印鑑登録及び証明に関する条例</p> <p>(1) 記録・保存対象の変更 (第 6 条関係)</p> <p>これまで、登録原票に登録した事項を電子計算組織に記録・保存するものとしていたが、登録原票が印影及び印影以外の情報をシステム上 (電子計算組織) に登録する内容に変更されるため、記録・保存対象の変更について明記。</p> <p>(2) 印鑑登録証明書を電子計算組織より出力・作製し難い場合の対応を削除 (第 15 条関係)</p> <p>印影の紙 (可視台帳) を保管しない運用に変更するため、印影を複写して作製する取扱いに関する記載を削除。</p> <p>(3) 利用者操作用端末機についての規定を削除 (第 16 条関係)</p> <p>利用者操作用端末機は、多機能端末機の設置に伴い、撤去されているため利用者操作用端末機についての記載を削除。</p> <p>2 都城市手数料条例</p> <p>利用者操作用端末機についての規定を削除 (別表第 5)</p> <p>利用者操作用端末機は、多機能端末機の設置に伴い、撤去されているため利用者操作用端末機についての記載を削除。</p>		
関係する法令及びその条項			
制定改廃を要する関係条例等			
備考			

議案第30号

都城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

都城市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

都城市職員定数条例の一部を改正する条例

都城市職員定数条例（平成18年条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,029人</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 農業委員会の事務部局の職員 <u>11人</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>91人</u></p> <p>(8) 上下水道局の職員 <u>77人</u></p> <p>(9) 消防機関の職員 <u>184人</u></p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,039人</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 農業委員会の事務部局の職員 <u>10人</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>94人</u></p> <p>(8) 上下水道局の職員 <u>76人</u></p> <p>(9) 消防機関の職員 <u>186人</u></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総合政策部総合政策課】

条例名	都城市職員定数条例の一部を改正する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止			
施行予定日	令和8年4月1日	制定年月	平成18年1月	
制定改廃の目的・背景	令和9年に宮崎県で開催される国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の準備・運営等に伴う行政需要等を踏まえ、令和8年度の組織再編に伴う職員定数の上限を見直すため、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	各部局等の職員定数を令和8年4月1日時点の定数に変更			
	区分	定数(人)		増減 (人)
		現行	改正案	
	市長の事務部局の職員	1,029	1,039	10
	議会の事務部局の職員	10	10	
	選挙管理委員会の事務部局の職員	4	4	
	監査委員の事務部局の職員	7	7	
	農業委員会の事務部局の職員	11	10	▲1
	公平委員会の事務部局の職員	1	1	
	教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員	91	94	3
	上下水道局の職員	77	76	▲1
消防機関の職員	184	186	2	
合計	1,414	1,427	13	
関係する法令及びその条項				
制定改廃を要する関係条例等				
備考				

議案第 31 号

都城市税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市税条例の一部を改正する条例

都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、都城市公告式規則（平成18年規則第2号）第2条に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を都城市公告式規則（平成18年規則第2号）第2条に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>施行規則第1条の9第2号</u>に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>

附 則

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部市民税課】

条例名	都城市税条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	地方税法が改正されたことに伴い、公示送達の方法等について、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 インターネット等を用いる方法による公示送達について規定（第 18 条） 公示送達について、公示事項をインターネットを用いる方法により閲覧できる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、又は市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることを規定。</p> <p>2 文言の整理（第 18 条の 3） 1 の改正に伴う文言の整理。</p>		
関係する法令及びその条項	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）		
制定改廃を要する関係条例等			
備考			

議案第 3 2 号

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
 都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、<u>第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p>	<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p>

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

4 (略)

別表第1（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満（円）	10年以上20年未満（円）	20年以上（円）
団長及び副団長	12,900	13,700	14,500
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300

備考

1・2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都城市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた都城市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

4 (略)

別表第1（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満（円）	10年以上20年未満（円）	20年以上（円）
団長及び副団長	13,340	14,170	15,000
分団長及び副分団長	11,670	12,500	13,340
部長、班長及び団員	10,000	10,840	11,670

備考

1・2 (略)

事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 3 2 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部危機管理課】

条例名	都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例					
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止					
施行予定日	令和 8 年 4 月 1 日		制定年月	平成 18 年 1 月		
制定改廃の目的・背景	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について、所要の改正を行うもの。					
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正 点)	1 消防団員等の補償基礎額の改定（第 5 条第 2 項、別表第 1 関係）					
	(1) 非常勤消防団員の補償基礎額の改定					
	非常勤消防団員の補償基礎額を次の表のとおり改正する。					
		勤務年数				
	階級	10 年未満（円）	10 年以上 20 年未満 （円）		20 年以上（円）	
	団長及び副団長	12,900 → 13,340	13,700 → 14,170	14,500 → 15,000		
	分団長及び副分団長	11,300 → 11,670	12,100 → 12,500	12,900 → 13,340		
	部長、班長及び団員	9,700 → 10,000	10,500 → 10,840	11,300 → 11,670		
	(2) 消防作業従事者等の補償基礎額の改定					
	消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額 9,700 円 → 10,000 円 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最高額 14,500 円 → 15,000 円					
2 扶養に係る補償基礎額の加算額の改定（第 5 条第 3 項関係）						
区分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	60 歳以上の父母及び祖母	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	重度心身障害者
令和 7 年度 加算額：日額	第 1 号 100 円	第 2 号 383 円	第 3 号	第 4 号	第 5 号 217 円	第 6 号
令和 8 年度 加算額：日額	廃止	第 1 号 433 円	第 2 号	第 3 号	第 4 号 217 円	第 5 号
関係する法令及びその条項	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）					

制定改廃を要 する関係条例 等	
備考	

議案第 33 号

都城市地方創生基金条例の一部を改正する条例の制定について

都城市地方創生基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市地方創生基金条例の一部を改正する条例

都城市地方創生基金条例（平成28年条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（設置）</p> <p>第1条 地方創生を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、都城市地方創生基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 <u>地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用に充てるほか、</u>地方創生を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、都城市地方創生基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総合政策部総合政策課】

条例名	都城市地方創生基金条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 28 年 3 月
制定改廃の目的・背景	企業からの地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る寄附金を積み立てるため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 （制定理由・主な改正点）	企業版ふるさと納税による寄附金を積み立てできるよう、基金の設置目的が、地域再生法第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用に充てるためであることを追記する。		
関係する法令及びその条項	地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項		
制定改廃を要する関係条例等			
備考			

議案第34号

都城市児童館条例の一部を改正する条例の制定について

都城市児童館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

都城市児童館条例の一部を改正する条例

都城市児童館条例（平成18年条例第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="228 491 1106 699"> <thead> <tr> <th data-bbox="228 491 510 531">名称</th> <th data-bbox="512 491 1106 531">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="228 533 1106 572">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 574 510 614">都城市安久児童館</td> <td data-bbox="512 574 1106 614">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 616 510 655">都城市鷹尾児童館</td> <td data-bbox="512 616 1106 655"><u>都城市南鷹尾町26街区13号</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="228 657 1106 697">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		都城市安久児童館	(略)	都城市鷹尾児童館	<u>都城市南鷹尾町26街区13号</u>	(略)		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 491 2029 699"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 491 1442 531">名称</th> <th data-bbox="1444 491 2029 531">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1160 533 2029 572">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 574 1442 614">都城市安久児童館</td> <td data-bbox="1444 574 2029 614">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1160 657 2029 697">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		都城市安久児童館	(略)	(略)	
名称	位置																		
(略)																			
都城市安久児童館	(略)																		
都城市鷹尾児童館	<u>都城市南鷹尾町26街区13号</u>																		
(略)																			
名称	位置																		
(略)																			
都城市安久児童館	(略)																		
(略)																			

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第34号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：こども部こども政策課】

条例名	都城市児童館条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	令和8年10月1日	制定年月	平成18年1月
制定改廃の目的・背景	施設の老朽化及びたかお保育所の移転建替えに伴い、都城市鷹尾児童館を廃止するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	第2条表中都城市鷹尾児童館の項を削る。		
関係する法令及びその条項			
制定改廃を要する関係条例等			
備考			

議案第35号

都城市児童プール条例の一部を改正する条例の制定について

都城市児童プール条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

都城市児童プール条例の一部を改正する条例

都城市児童プール条例（平成18年条例第122号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 プールの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 プールの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p>																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="228 501 600 529">名称</th> <th data-bbox="609 501 1106 529">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="228 536 600 564"><u>都城市豊満児童プール</u></td> <td data-bbox="609 536 1106 564"><u>都城市豊満町1574番4</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 571 600 600">都城市下長飯児童プール</td> <td data-bbox="609 571 1106 600">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 606 600 635"><u>都城市神之山児童プール</u></td> <td data-bbox="609 606 1106 635"><u>都城市神之山町1838番2</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="228 641 1106 670">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 676 600 705">都城市丸谷児童プール</td> <td data-bbox="609 676 1106 705">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 711 600 740"><u>都城市下水流児童プール</u></td> <td data-bbox="609 711 1106 740"><u>都城市下水流町2966番</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 746 600 775"><u>都城市堂山児童プール</u></td> <td data-bbox="609 746 1106 775"><u>都城市丸谷町2695番7</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 782 600 810"><u>都城市都北児童プール</u></td> <td data-bbox="609 782 1106 810"><u>都城市都北町1082番1</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 817 600 845"><u>都城市あやめ原児童プール</u></td> <td data-bbox="609 817 1106 845"><u>都城市菖蒲原町19号10番1</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 852 600 880"><u>都城市横市児童プール</u></td> <td data-bbox="609 852 1106 880"><u>都城市横市町81番1</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="228 887 1106 916">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>都城市豊満児童プール</u>	<u>都城市豊満町1574番4</u>	都城市下長飯児童プール	(略)	<u>都城市神之山児童プール</u>	<u>都城市神之山町1838番2</u>	(略)		都城市丸谷児童プール	(略)	<u>都城市下水流児童プール</u>	<u>都城市下水流町2966番</u>	<u>都城市堂山児童プール</u>	<u>都城市丸谷町2695番7</u>	<u>都城市都北児童プール</u>	<u>都城市都北町1082番1</u>	<u>都城市あやめ原児童プール</u>	<u>都城市菖蒲原町19号10番1</u>	<u>都城市横市児童プール</u>	<u>都城市横市町81番1</u>	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1164 501 1536 529">名称</th> <th data-bbox="1545 501 2033 529">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1164 536 1536 564">都城市下長飯児童プール</td> <td data-bbox="1545 536 2033 564">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1164 571 2033 600">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 606 1536 635">都城市丸谷児童プール</td> <td data-bbox="1545 606 2033 635">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1164 641 2033 670">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1164 676 2033 705">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1164 711 2033 740">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1164 746 2033 775">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1164 782 2033 810">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1164 817 2033 845">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1164 852 2033 880">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1164 887 2033 916">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	都城市下長飯児童プール	(略)	(略)		都城市丸谷児童プール	(略)	(略)															
名称	位置																																																
<u>都城市豊満児童プール</u>	<u>都城市豊満町1574番4</u>																																																
都城市下長飯児童プール	(略)																																																
<u>都城市神之山児童プール</u>	<u>都城市神之山町1838番2</u>																																																
(略)																																																	
都城市丸谷児童プール	(略)																																																
<u>都城市下水流児童プール</u>	<u>都城市下水流町2966番</u>																																																
<u>都城市堂山児童プール</u>	<u>都城市丸谷町2695番7</u>																																																
<u>都城市都北児童プール</u>	<u>都城市都北町1082番1</u>																																																
<u>都城市あやめ原児童プール</u>	<u>都城市菖蒲原町19号10番1</u>																																																
<u>都城市横市児童プール</u>	<u>都城市横市町81番1</u>																																																
(略)																																																	
名称	位置																																																
都城市下長飯児童プール	(略)																																																
(略)																																																	
都城市丸谷児童プール	(略)																																																
(略)																																																	
(略)																																																	
(略)																																																	
(略)																																																	
(略)																																																	
(略)																																																	
(略)																																																	
(略)																																																	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 35 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：こども部こども政策課】

条例名	都城市児童プール条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 8 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	施設の老朽化に伴い、一部の児童プールを廃止するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	第 3 条表中都城市豊満児童プール、都城市神之山児童プール、都城市下水流児童プール、都城市堂山児童プール、都城市都北児童プール、都城市あやめ原児童プール、都城市横市児童プールの項を削る。		
関係する法令及びその条項			
制定改廃を要する関係条例等			
備考			

議案第36号

都城市老人いこいの家条例を廃止する条例の制定について

都城市老人いこいの家条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

都城市老人いこいの家条例を廃止する条例

都城市老人いこいの家条例（平成18年条例第132号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第36号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部福祉課】

条例名	都城市老人いこいの家条例を廃止する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	令和8年10月1日	制定年月	平成18年1月
制定改廃の目的・背景	施設の老朽化、ボイラーの耐用年数の大幅超過、設備の不具合等に伴い、都城市老人いこいの家を廃止するため、条例を廃止するもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	都城市老人いこいの家条例を廃止するもの		
関係する法令及びその条項			
制定改廃を要する関係条例等			
備考			

議案第 37 号

都城市勤労身体障害者教養文化体育施設条例の一部を改正する条例の
制定について

都城市勤労身体障害者教養文化体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市勤労身体障害者教養文化体育施設条例の一部を改正する条例
 都城市勤労身体障害者教養文化体育施設条例（平成18年条例第140号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>都城市<u>勤労身体障害者教養文化体育施設</u>条例 （設置）</p> <p>第1条 <u>中小企業に雇用されている勤労身体障害者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定める被保険者であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者をいう。以下同じ。）の機能の回復向上、健康の増進、コミュニケーション及び教養文化等のための便宜を供与し、勤労身体障害者の雇用の安定及び福祉の増進を図るため、</u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、都城市都原町3369番地に都城市<u>勤労身体障害者教養文化体育施設</u>（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>（利用者の範囲）</p> <p>第2条 施設を利用できる者は、<u>雇用保険法の被保険者及び被保険者であった者のうち身体に障害があるものとする。ただし、支障がないときは、その他の者に利用させることができる。</u></p> <p>（使用料の減免）</p>	<p>都城市<u>障がい者教養文化体育施設</u>条例 （設置）</p> <p>第1条 <u>障がいのある者の教養、文化の発展、体力の向上等に資するため、</u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、都城市都原町3369番地に都城市<u>障がい者教養文化体育施設</u>（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>（利用者の範囲）</p> <p>第2条 施設を利用できる者は、<u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第288号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者又はこれらと同等の状態にあると市長が認める者（以下「障がい者」という。）とする。ただし、障がい者の利用に支障がないときは、その他の者に利用させることができる。</u></p> <p>（使用料の減免）</p>

第14条 市が公用で利用する場合は、使用料は、徴収しない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。ただし、冷暖房施設を使用するときは、冷暖房施設使用料は、徴収する。

(1) 身体障害者及び社会福祉関係団体がその目的のために利用する場合であって、かつ、市長が適当と認める場合

(2) 市が行う事業のために利用する場合

3 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第14条 次に掲げる事項に該当する場合は、使用料は、徴収しない。ただし、市が公用で利用する場合を除き、冷暖房施設を使用するときは、冷暖房施設使用料は、徴収する。

(1) 市が公用で利用する場合

(2) 障がい者及び当該障がい者が必要とする介護人が利用する場合

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。ただし、冷暖房施設を使用するときは、冷暖房施設使用料は、徴収する。

(1) 社会福祉関係団体その他障がい者のための事業を実施するものが第1条に規定する目的のために利用する場合

(2) 市内の65歳以上のグループが公益目的で利用する場合

3 (略)

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部障がい福祉課】

条例名	都城市勤労身体障害者教養文化体育施設条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 8 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	施設利用者の範囲等を変更するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1 施設名称の変更 施設名を都城市障がい者教養文化体育施設に変更。それに伴い、条例名も変更。</p> <p>2 利用者に関する規定の整理（第 1 条、第 2 条） 主な利用者を「勤労者かつ身体障がい者」としているところ、広く障がい者全般が利用者である旨に変更。</p> <p>3 使用料の減免等に関する規定の整理（第 14 条） （1）使用料を徴収しない事項（第 1 項）に、「障がい者及び当該障がい者が必要とする介護人が利用する場合」を追加。 （2）減免できる場合（第 2 項）を「社会福祉関係団体その他障がい者のための事業を実施するものが第 1 条に規定する目的のために利用する場合」又は「市内の 65 歳以上のグループが公益的目的で利用する場合」へ変更。</p>		
関係する法令 及びその条項			
制定改廃を要す る関係条例等			
備考			

議案第 38 号

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

都城市国民健康保険税条例（平成18年条例第157号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるた</u></p>

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）

めの保険税の課税額をいう。以下同じ。）

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。
- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及びし

第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に別表第1に定める率を乗じて算定される額とする。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)

第5条 第3条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に別表第1に定める率を乗じて算定される額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額)

第6条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条の2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第6条の3 第3条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に別表第2に定める率を乗じて算定される額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額)

第6条の4 (略)

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第8条 第3条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に別表第3に定める率を乗じて算定される額とする。

林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に別表第1に定める率を乗じて算定される額とする。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額)

第5条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額)

第6条の2 (略)

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額)

第9条 (略)

(保険税の減額)

第27条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から別表第4に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から別表第5に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円) 及び同条第4項本文の介護納付金課税額から別表第6に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)～(3) (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額)

第8条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に別表第4に定める率を乗じて算定される額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額並びに世帯別平等割額)

第9条の2 第3条第5項の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額並びに世帯別平等割額は、被保険者1人及び1世帯について、別表第4に定める額とする。

(保険税の減額)

第27条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から別表第5に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から別表第6に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円) 、同条第4項本文の介護納付金課税額から別表第7に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円) 並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から別表第8に定める額を減額して得た額の合算額とする。

(1)～(3) (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」

という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 7割軽減対象者 3,945円

イ 5割軽減対象者 6,575円

ウ 2割軽減対象者 10,520円

エ アからウまでに掲げる者以外の納税義務者 13,150円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 7割軽減対象者 750円

イ 5割軽減対象者 1,250円

ウ 2割軽減対象者 2,000円

エ アからウまでに掲げる者以外の納税義務者 2,500円

という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 7割軽減対象者 3,885円

イ 5割軽減対象者 6,475円

ウ 2割軽減対象者 10,360円

エ アからウまでに掲げる者以外の納税義務者 12,950円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 7割軽減対象者 1,350円

イ 5割軽減対象者 2,250円

ウ 2割軽減対象者 3,600円

エ アからウまでに掲げる者以外の納税義務者 4,500円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 7割軽減対象者 150円

イ 5割軽減対象者 250円

ウ 2割軽減対象者 400円

エ アからウまでに掲げる者以外の納税義務者 500円

4 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) (略)

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) (略)

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定に

4 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) (略)

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) (略)

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定に

より算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

より算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

別表第1（第4条—第6条関係）

基礎課税分

所得割 (%)	資産割 (%)	均等割額 (円) (被保険者1人当たり)	平等割額 (円) (1世帯当たり)		
			特定世帯及び特定継続世帯以外	特定世帯	特定継続世帯
11.40	21.60	26,300	25,600	12,800	19,200

別表第2（第6条の2—第6条の4関係）

後期高齢者支援金等課税分

所得割	資産割	均等割額	平等割額 (円) (1世帯当たり)
-----	-----	------	-------------------

別表第1（第4条・第5条関係）

基礎課税分

所得割 (%)	均等割額 (円) (被保険者1人当たり)	平等割額 (円) (1世帯当たり)		
		特定世帯及び特定継続世帯以外	特定世帯	特定継続世帯
10.22	25,900	21,500	10,750	16,125

別表第2（第6条・第6条の2関係）

後期高齢者支援金等課税分

所得割 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円) (1世帯当たり)
---------	----------	-------------------

(%)	(%)	(円) (被保険者1人当たり)	(円)		
			特定世帯及び特定継続世帯以外	特定世帯	特定継続世帯
2.05	4.30	5,000	4,800	2,400	3,600

別表第3 (第7条—第9条関係)

介護納付金課税分

所得割 (%)	資産割 (%)	均等割額 (円) (被保険者1人当たり)	平等割額 (円) (1世帯当たり)
2.70	4.30	7,800	6,200

別表第4 (第27条関係)

基礎課税分に係る減額分 (単位: 円)

種類	7割軽減対象者	5割軽減対象者	2割軽減対象者
均等割額	18,410	13,150	5,260
平等割額	特定世帯及び特定継続	17,920	12,800
			5,120

(被保険者1人当たり)	(円)		
	特定世帯及び特定継続世帯以外	特定世帯	特定継続世帯
3.16	9,000	7,000	3,500
			5,250

別表第3 (第7条・第8条関係)

介護納付金課税分

所得割 (%)	均等割額 (円) (被保険者1人当たり)	平等割額 (円) (1世帯当たり)
2.81	8,400	6,000

別表第4 (第9条—第9条の2関係)

子ども・子育て支援納付金課税分

所得割 (%)	均等割額 (円) (被保険者1人当たり)	18歳以上均等割額 (円) (被保険者1人当たり)			
		特定世帯及び特定継続世帯以外	特定世帯	特定継続世帯	特定継続世帯
0.32	1,000	100	600	300	450

別表第5 (第27条関係)

基礎課税分に係る減額分 (単位: 円)

種類	7割軽減対象者	5割軽減対象者	2割軽減対象者
均等割額	18,130	12,950	5,180
平等割額	特定世帯及び特定継続	15,050	10,750
			4,300

世帯以外			
特定世帯	8,960	6,400	2,560
特定継続世帯	13,440	9,600	3,840

別表第5 (第27条関係)

後期高齢者支援金等課税分に係る減額分 (単位:円)

種類	7割軽減対象者	5割軽減対象者	2割軽減対象者
均等割額	3,500	2,500	1,000
平等割額	3,360	2,400	960
特定世帯及び特定継続世帯以外			
特定世帯	1,680	1,200	480
特定継続世帯	2,520	1,800	720

別表第6 (第27条関係)

介護納付金課税分に係る減額分 (単位:円)

種類	7割軽減対象者	5割軽減対象者	2割軽減対象者
均等割額	5,460	3,900	1,560
平等割額	4,340	3,100	1,240

世帯以外			
特定世帯	7,525	5,375	2,150
特定継続世帯	11,287	8,062	3,225

別表第6 (第27条関係)

後期高齢者支援金等課税分に係る減額分 (単位:円)

種類	7割軽減対象者	5割軽減対象者	2割軽減対象者
均等割額	6,300	4,500	1,800
平等割額	4,900	3,500	1,400
特定世帯及び特定継続世帯以外			
特定世帯	2,450	1,750	700
特定継続世帯	3,675	2,625	1,050

別表第7 (第27条関係)

介護納付金課税分に係る減額分 (単位:円)

種類	7割軽減対象者	5割軽減対象者	2割軽減対象者
均等割額	5,880	4,200	1,680
平等割額	4,200	3,000	1,200

別表第8 (第27条関係)

子ども・子育て支援納付金課税分に係る減額分 (単位:円)

種類	7割軽減対象者	5割軽減対象者	2割軽減対象者
均等割額	700	500	200
18歳以上均等割額	70	50	20
平等割額	420	300	120
特定世帯及び特定継続			

世帯以外			
特定世帯	210	150	60
特定継続世帯	315	225	90

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都城市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以降の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部保険年金課】

条例名	都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 8 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	<p>宮崎県内の保険税水準統一に向けて、国民健康保険税の賦課方式を現行の 4 方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から 3 方式（所得割・均等割・平等割）に変更し、資産割廃止に伴う税率等を調整するとともに、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）」により創設された「子ども・子育て支援納付金課税」に対応するため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 資産割廃止に係る改正</p> <p>(1) 第 3 条第 2 項及び第 3 項並びに第 4 項中「及び資産割額」を削除</p> <p>(2) 第 5 条、第 6 条の 3 及び第 8 条を削除</p> <p>(3) 別表第 1～別表第 3 の資産割欄の削除</p> <p>2 税率変更に係る改正</p> <p>別表第 1～別表第 3 の税率変更</p> <p>3 税率変更に伴う保険税減額に係る改正</p> <p>(1) 第 27 条第 1 項中「別表第 4」を「別表第 5」、「別表第 5」を「別表第 6」、「別表第 6」を「別表第 7」に変更</p> <p>(2) 第 27 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の各区分における金額の変更</p> <p>4 子ども・子育て支援金制度に対応する部分の改正</p> <p>以下の規定を追加</p> <p>(1) 第 3 条第 1 項第 1 号に「子ども・子育て支援納付金」を追加</p> <p>(2) 第 3 条第 1 項第 4 号を追加（子ども・子育て支援納付金課税額）</p> <p>(3) 第 3 条第 5 項を追加（子ども・子育て支援納付金課税額の算定方法）</p> <p>(4) 第 9 条を追加（子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）</p> <p>(5) 第 9 条の 2 を追加（子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額）</p> <p>(6) 第 27 条第 2 項中第 3 号を追加（子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）</p> <p>(7) 第 27 条第 4 項に第 7 号と第 8 号を追加（子ども・子育て支援納付金の出産被保険者に係る減額規定）</p> <p>(8) 別表第 4 及び別表第 8 を追加</p>		

	5 その他の修正改正 条ずれに関する改正
関係する法令 及びその条項	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 703 条の 4、703 条の 5 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
制定改廃を要す る関係条例等	
備考	

都保協第8号
令和8年1月22日

都城市長 池田宜永 様

都城市国民健康保険運営協議会
会長 柿木原康雄



国民健康保険税率等について（答申）

令和8年1月21日付け都保第1799号で諮問のありました標記の件について慎重に審議した結果、下記のとおり実施されるよう答申します。

記

1. 令和8年度の国民健康保険税率等について

令和8年度の国民健康保険税率については、都城市国民健康保険運営基金の活用を図りながら、以下のとおりとすることが適当である。

(1) 基礎課税分

所得割 10.22%
均等割 25,900円
平等割 21,500円

(2) 後期高齢者支援金等課税分

所得割 3.16%
均等割 9,000円
平等割 7,000円

(3) 介護納付金課税分

所得割 2.81%
均等割 8,400円
平等割 6,000円

(4) 子ども・子育て支援納付金課税分

所得割 0.32%
均等割 1,000円
〃 100円(18歳以上)
平等割 600円

議案第39号

都城市学校給食条例の一部を改正する条例の制定について

都城市学校給食条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

都城市学校給食条例の一部を改正する条例

都城市学校給食条例（令和3年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（給食費の徴収）</p> <p>第5条（略）</p> <p><u>2 市長は、児童等以外の者に学校給食を提供した場合は、当該学校給食に係る給食費に相当する額を当該者から徴収する。</u></p>	<p>（給食費の徴収）</p> <p>第5条（略）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、都城市立小中学校条例に定める小学校（白雲小学校を除く。）に通う児童の保護者等が負担する給食費は、徴収しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する保護者等については、当該各号に定める額について徴収する。</u></p> <p><u>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助により給食費の支給を受けている保護者等 給食費の全額</u></p> <p><u>（2）生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であつて、学校教育法第19条に規定する援助により給食費の支給を受けている保護者等 給食費の全額</u></p> <p><u>（3）前2号に掲げるもののほか、給食費を徴収する必要がある者として規則で定めるもの 給食費のうち規則で定める割合を減じた額</u></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：教育委員会学校給食課】

条例名	都城市学校給食条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	令和 8 年 4 月 1 日	制定年月	令和 3 年 6 月
制定改廃の目的・背景	国による学校給食費の抜本的な負担軽減の実施に伴い、本市の学校給食費の徴収について整理するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 児童の保護者等から給食費を徴収しない（無償化）規定の追加（第 5 条関係）</p> <p>(1) 国による学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）の実施に伴い、児童の保護者等からは給食費を徴収しない旨の規定を追加。</p> <p>(2) 他の制度で給食費の支援を受けている児童は、当該制度上の支援が継続されるため、対象から除外する規定を追加。</p> <p>2 児童生徒以外の者に学校給食を提供した場合に給食費相当額を徴収する規定の削除（第 5 条関係）</p> <p>学校給食法第 3 条において、学校給食は「児童又は生徒に対し実施されるもの」と定義されていることに鑑み、児童生徒以外の者（教職員等）に学校給食を提供した際の給食費相当額の徴収に関する規定は別に定めることが適当であると判断したため、関係規定を修正。</p>		
関係する法令及びその条項	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条、第 13 条 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 3 条		
制定改廃を要する関係条例等			
備考			

議案第40号

都城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

都城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月20日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 都城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第32号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（<u>乳児等通園支援事業者の職員</u>の一般的条件）</p> <p>第8条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>（<u>乳児等通園支援事業者の職員</u>の知識及び技能の向上等）</p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽^{きんざん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第12条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（<u>乳児等通園支援事業所内部の規程</u>）</p> <p>第15条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（6） <u>乳児、幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>（7） <u>乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</u></p>	<p>（<u>乳児等通園支援事業所の職員</u>の一般的要件）</p> <p>第8条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>（<u>乳児等通園支援事業所の職員</u>の知識及び技能の向上等）</p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽^{きんざん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第12条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（<u>乳児等通園支援事業所内部の規程</u>）</p> <p>第15条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（6） 利用定員</p> <p>（7） <u>乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項</u></p>

(8)～(11) (略)

(秘密保持等)

第17条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

(乳児等通園支援事業の区分)

第19条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(準用)

(8)～(11) (略)

(秘密保持等)

第17条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

(乳児等通園支援事業の区分)

第19条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(設備及び職員の基準の特例)

第21条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(準用)

第25条 第22条及び第23条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第22条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第23条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第26条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

第25条 第22条及び第23条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第26条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：こども部保育課】

条例名	都城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	令和7年9月
制定改廃の目的・背景	国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1 利用定員について（第15条関係） 利用定員を乳児・幼児の区分ごとに定めるものから、乳児及び幼児の総数で定めるものに変更。</p> <p>2 その他文言の修正等（第8条、第9条、第12条、第17条、第19条、第21条の2、第25条、第26条）</p>		
関係する法令 及びその条項			
制定改廃を要する 関係条例等			
備考			

議案第41号

都城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

都城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

都城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
 - 第1節 利用定員に関する基準（第3条）
 - 第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）
- 第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）に係る法第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に

努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

- 第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

- 第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なけ

ればならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係

る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その

業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備

すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報

が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 1 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：こども部保育課】

条例名	都城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1 総則 趣旨、一般原則（第 1 条・第 2 条）</p> <p>2 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準 (1) 利用定員に関する基準（第 3 条） (2) 運営に関する基準（第 4 条から第 32 条まで） 面談、心身の状況などの把握、特定教育・保育施設等との連携、緊急時等の対応、運営規程、勤務体制の確保等、利用定員の遵守、虐待等の禁止、秘密保持等</p>		
関係する法令 及びその条項	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）		
制定改廃を要する 関係条例等			
備考			

議案第42号

都城市上下水道事業経営審議会条例の制定について

都城市上下水道事業経営審議会条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

都城市上下水道事業経営審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、都城市上下水道事業経営審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年条例第290号）第3条に規定する水道事業、簡易水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の経営に関する重要事項について審議するため、都城市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(諮問)

第3条 市長は、都城市水道事業給水条例（平成18年条例第292号）に規定する水道料金、加入金及び手数料、都城市公共下水道条例（平成18年条例第239号）に規定する公共下水道使用料、都城市農業集落排水施設条例（平成18年条例第171号）に規定する農業集落排水施設使用料、都城広域都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例（平成18年条例第237号）に規定する下水道事業受益者負担金並びに都城市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成18年条例第173号）に規定する農業集落排水事業分担金の額を制定し、又は改定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第4条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市内の水道使用者、公共下水道使用者又は農業集落排水施設使用者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(都城市上下水道料金等審議会条例の廃止)

2 都城市上下水道料金等審議会条例（平成20年条例第21号）は、廃止する。

（都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

3 都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表中「上下水道料金等審議会委員」を「上下水道事業経営審議会委員」に改める。

議案第 4 2 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：上下水道局総務課】

条例名	都城市上下水道事業経営審議会条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 8 年 4 月 1 日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	<p>経営の透明性を高めるとともに、専門的かつ多角的な視点から意見を聴取し、継続的に外部評価を行う「上下水道事業経営審議会」を設置するため、新たに条例を制定するもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 趣旨・設置（第 1 条・第 2 条） 条例の趣旨、都城市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の設置について規定。</p> <p>2 諮問（第 3 条） 水道料金等の額を制定し、又は改定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことを規定。</p> <p>3 組織・任期（第 4 条・第 5 条） 審議会委員の人数、構成、任期等を規定。</p> <p>4 会長（第 6 条） 審議会の会長について規定。</p> <p>5 会議（第 7 条） 審議会の会議について規定。</p> <p>6 その他（第 8 条・第 9 条） 庶務及び委任について規定。</p>		
関係する法令及びその条項	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 4 項の 3		
制定改廃を要する関係条例等	廃止：都城市上下水道料金等審議会条例(平成 19 年度条例第 21 号)		
備考			

議案第43号

都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月20日提出

都城市長 池田宜永

都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項第2号の規定にかかわらず、農業委員会会長、会長職務代理者、委員及び農地利用最適化推進委員の報酬については、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の財源として国から交付金が交付されたときは、同号の表に規定する月額報酬に加えて、年額200,000円を超えない範囲内で市長が定める額を支給することができる。</u></p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 前各項の規定にかかわらず、第2条第3項に規定する年額報酬の支給方法については、市長が別に定める。</u></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 4 3 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：農業委員会事務局】

条例名	都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 8 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	農地利用最適化交付金を委員基礎報酬に加算支給できるようにするため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>農業委員会会長、会長職務代理者、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の財源として国から交付金が交付されたときは、月額報酬に加えて、年額 200,000 円を超えない範囲内で市長が定める額を支給することができることとする。</p>		
関係する法令及びその条項	農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 6 条第 2 項		
制定改廃を要する関係条例等			
備考			

議案第44号

都城市使用料条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市使用料条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

都城市使用料条例等の一部を改正する条例
 (都城市使用料条例の一部改正)

第1条 都城市使用料条例(平成18年条例第100号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第3(第6条関係)		別表第3(第6条関係)	
区分	利用の形態	区分	利用の形態
(略)		(略)	
事由2	(1)~(3) (略) (4) <u>市・地区体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)~(10) (略)	事由2	(1)~(3) (略) (4) <u>都城市スポーツ協会並びに各地区スポーツ協会及び体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)~(10) (略)

(都城市山之口多目的研修センター条例の一部改正)

第2条 都城市山之口多目的研修センター条例(平成18年条例第108号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2(第15条関係)		別表第2(第15条関係)	
区分	利用の形態	区分	利用の形態
(略)		(略)	
公益を目的とする利用	(1)~(3) (略) (4) <u>市・地区体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)~(11) (略)	公益を目的とする利用	(1)~(3) (略) (4) <u>都城市スポーツ協会並びに各地区スポーツ協会及び体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)~(11) (略)

(都城市長寿館条例の一部改正)

第3条 都城市長寿館条例(平成18年条例第128号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第15条関係）		別表第2（第15条関係）	
項目 区分	利用の形態	項目 区分	利用の形態
	(略)		(略)
公益を 目的と する利 用	(1)～(4) (略) (5) <u>体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (6)～(11) (略)	公益を 目的と する利 用	(1)～(4) (略) (5) <u>都城市スポーツ協会並びに各地区スポーツ協会 及び体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (6)～(11) (略)

(都城市山之口健康増進センター条例の一部改正)

第4条 都城市山之口健康増進センター条例（平成18年条例第143号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第15条関係）		別表第2（第15条関係）	
区分	利用の形態	区分	利用の形態
	(略)		(略)
公益を 目的と する利 用	(1)～(3) (略) (4) <u>市・地区体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)～(11) (略)	公益を 目的と する利 用	(1)～(3) (略) (4) <u>都城市スポーツ協会並びに各地区スポーツ協会 及び体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)～(11) (略)

(都城市多目的研修集会施設条例の一部改正)

第5条 都城市多目的研修集会施設条例（平成18年条例第190号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第2（第16条関係）	別表第2（第16条関係）

区分	利用の形態	区分	利用の形態
(略)		(略)	
公益を 目的と する利 用	(1)～(3) (略) (4) <u>市・地区体育協会</u> が主催する行事で利用する場 合 (5)～(11) (略)	公益を 目的と する利 用	(1)～(3) (略) (4) <u>都城市スポーツ協会並びに各地区スポーツ協会 及び体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)～(11) (略)

(都城市教育集会所条例の一部改正)

第6条 都城市教育集会所条例（平成18年条例第269号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第12条関係）		別表第2（第12条関係）	
利用区 分	利用の形態	利用区 分	利用の形態
(略)		(略)	
公益を 目的と する利 用	(1)～(3) (略) (4) <u>市・地区体育協会</u> が主催する行事で利用する場 合 (5)～(10) (略)	公益を 目的と する利 用	(1)～(3) (略) (4) <u>都城市スポーツ協会並びに各地区スポーツ協会 及び体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)～(10) (略)

(都城市地区体育館条例の一部改正)

第7条 都城市地区体育館条例（平成18年条例第283号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第16条関係）		別表第2（第16条関係）	
区分	利用の形態	区分	利用の形態
(略)		(略)	
公益を	(1)～(3) (略)	公益を	(1)～(3) (略)

目的と する利 用	(4) <u>市・地区体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)～(11) (略)
-----------------	--

目的と する利 用	(4) <u>都城市スポーツ協会並びに各地区スポーツ協会 及び体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)～(11) (略)
-----------------	--

(都城市高城勤労青少年ホーム条例の一部改正)

第8条 都城市高城勤労青少年ホーム条例（平成18年条例第357号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第14条関係）		別表第2（第14条関係）	
区分	利用の形態	区分	利用の形態
(略)		(略)	
公益を 目的と する利 用	(1)～(3) (略) (4) <u>市・地区体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)～(11) (略)	公益を 目的と する利 用	(1)～(3) (略) (4) <u>都城市スポーツ協会並びに各地区スポーツ協会 及び体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)～(11) (略)

(都城市農村環境改善センター条例の一部改正)

第9条 都城市農村環境改善センター条例（平成18年条例第358号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第15条関係）		別表第2（第15条関係）	
区分	利用の形態	区分	利用の形態
(略)		(略)	
公益を 目的と する利 用	(1)～(3) (略) (4) <u>市・地区体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)～(10) (略)	公益を 目的と する利 用	(1)～(3) (略) (4) <u>都城市スポーツ協会並びに各地区スポーツ協会 及び体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)～(10) (略)

(都城市公民館条例の一部改正)

第10条 都城市公民館条例(平成21年条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2(第11条関係)		別表第2(第11条関係)	
区分	利用の形態	区分	利用の形態
(略)		(略)	
公益を 目的と する場 合	(1)～(3) (略) (4) <u>市又は地区体育協会</u> が主催する行事で利用する 場合 (5)～(10) (略)	公益を 目的と する利 用	(1)～(3) (略) (4) <u>都城市スポーツ協会並びに各地区スポーツ協会 及び体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)～(10) (略)

(都城市都市公園条例の一部改正)

第11条 都城市都市公園条例(平成22年条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第5(第22条関係)		別表第5(第22条関係)	
区分	利用の形態	区分	利用の形態
(略)		(略)	
公益を 目的と する利 用	(1)～(3) (略) (4) <u>市・地区体育協会</u> が主催する行事で利用する場 合 (5)～(11) (略)	公益を 目的と する利 用	(1)～(3) (略) (4) <u>都城市スポーツ協会並びに各地区スポーツ協会 及び体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)～(11) (略)

(都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部改正)

第12条 都城市都市公園以外の公園に関する条例(平成22年条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第4（第21条関係）		別表第4（第21条関係）	
区分	利用の形態	区分	利用の形態
（略）		（略）	
公益を 目的と する利 用	（1）～（3）（略） （4）市・地区体育協会が主催する行事で利用する場合 （5）～（11）（略）	公益を 目的と する利 用	（1）～（3）（略） （4）都城市スポーツ協会並びに各地区スポーツ協会及び体育協会が主催する行事で利用する場合 （5）～（11）（略）

（都城市弥五郎どん交流活性化センター条例の一部改正）

第13条 都城市弥五郎どん交流活性化センター条例（平成27年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第13条関係）		別表第2（第13条関係）	
区分	利用の形態	区分	利用の形態
（略）		（略）	
公益を 目的と する利 用	（1）～（3）（略） （4）市・地区体育協会が主催する行事で利用する場合 （5）～（9）（略）	公益を 目的と する利 用	（1）～（3）（略） （4） <u>都城市スポーツ協会並びに各地区スポーツ協会及び体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 （5）～（9）（略）

（都城市高城横原地区コミュニティセンター条例の一部改正）

第14条 都城市高城横原地区コミュニティセンター条例（平成27年条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第16条関係）		別表第2（第16条関係）	
区分	利用の形態	区分	利用の形態

(略)		(略)	
公益を	(1)～(3) (略)	公益を	(1)～(3) (略)
目的と	(4) <u>市・地区体育協会</u> が主催する行事で利用する場	目的と	(4) <u>都城市スポーツ協会並びに各地区スポーツ協会</u>
する利	合	する利	<u>及び体育協会</u> が主催する行事で利用する場合
用	(5)～(11) (略)	用	(5)～(11) (略)

(都城市高城原ふれあいスポーツ館条例の一部改正)

第15条 都城市高城原ふれあいスポーツ館条例（平成27年条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第16条関係）		別表第2（第16条関係）	
区分	利用の形態	区分	利用の形態
(略)		(略)	
公益を	(1)～(3) (略)	公益を	(1)～(3) (略)
目的と	(4) <u>市・地区体育協会</u> が主催する行事で利用する場	目的と	(4) <u>都城市スポーツ協会並びに各地区スポーツ協会</u>
する利	合	する利	<u>及び体育協会</u> が主催する行事で利用する場合
用	(5)～(11) (略)	用	(5)～(11) (略)

(都城市ふれあい武道館条例の一部改正)

第16条 都城市ふれあい武道館条例（平成27年条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第16条関係）		別表第2（第16条関係）	
区分	利用の形態	区分	利用の形態
(略)		(略)	
公益を	(1)～(3) (略)	公益を	(1)～(3) (略)
目的と	(4) <u>市・地区体育協会</u> が主催する行事で利用する場	目的と	(4) <u>都城市スポーツ協会並びに各地区スポーツ協会</u>

する利 用	合 (5)～(11) (略)
----------	-------------------

する利 用	<u>及び体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)～(11) (略)
----------	--

(都城市山之口総合センター条例の一部改正)

第17条 都城市山之口総合センター条例（令和4年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第3（第11条関係）		別表第3（第11条関係）	
区分	利用の形態	区分	利用の形態
(略)		(略)	
公益を 目的と する利 用	(1)～(3) (略) (4) <u>市・地区体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)～(10) (略)	公益を 目的と する利 用	(1)～(3) (略) (4) <u>都城市スポーツ協会並びに各地区スポーツ協会</u> <u>及び体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)～(10) (略)

(都城市高崎ふれあい多目的スポーツ館条例の一部改正)

第18条 都城市高崎ふれあい多目的スポーツ館条例（令和7年条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第10条関係）		別表第2（第10条関係）	
区分	利用の形態	区分	利用の形態
(略)		(略)	
公益を 目的と する利 用	(1)～(3) (略) (4) <u>市・地区体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)～(10) (略)	公益を 目的と する利 用	(1)～(3) (略) (4) <u>都城市スポーツ協会並びに各地区スポーツ協会</u> <u>及び体育協会</u> が主催する行事で利用する場合 (5)～(10) (略)

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 44 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：スポーツ部スポーツ政策課】

条例名	都城市使用料条例等の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 8 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	<p>スポーツ基本法の改正により、都城市体育協会から都城市スポーツ協会へ名称変更を実施し、それに伴い、各地区体育協会においても地区スポーツ協会への名称変更が進められていることを踏まえ、「市・地区体育協会」の名称を「都城市スポーツ協会並びに各地区スポーツ協会及び体育協会」に変更するため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>「市・地区体育協会（市又は地区体育協会）」及び「体育協会」の名称を「都城市スポーツ協会並びに各地区スポーツ協会及び体育協会」に改正する。</p>		
関係する法令及びその条項			
制定改廃を要する関係条例等			
備考			

議案第45号

都城市山之口木材加工センター条例を廃止する条例の制定について

都城市山之口木材加工センター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

都城市山之口木材加工センター条例を廃止する条例

都城市山之口木材加工センター条例（平成 18 年条例第 185 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第45号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：地域振興部山之口総合支所産業建設課】

条例名	都城市山之口木材加工センター条例を廃止する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和8年4月1日	制定年月	平成18年1月
制定改廃の目的・背景	施設利用者が減少し、令和4年度から利用者がいない状況に加え、木材加工備品の経年劣化により、今後、木材加工センターとしての利用や他の公共施設の代替利用等は見込めないため、条例を廃止するもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	都城市山之口木材加工センター条例の廃止		
関係する法令及びその条項			
制定改廃を要する関係条例等			
備考			

議案第46号

都城市高城農村婦人の家条例の一部を改正する条例の制定について

都城市高城農村婦人の家条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

都城市高城農村婦人の家条例の一部を改正する条例

都城市高城農村婦人の家条例（平成18年条例第200号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後		
<p>(休館日)</p> <p>第3条 婦人の家の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>水曜日</u></p> <p>(2) <u>1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</u></p> <p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="228 756 1097 799"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 単位が午前又は午後の場合において、利用許可を受けた時間を超えて利用するときは、超過時間1時間につき上表に掲げる当該使用料の料率の4分の1の額を加算する。</u></p>	(略)	<p>(休館日)</p> <p>第3条 婦人の家の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>日曜日、水曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日</u></p> <p>(2) <u>1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで</u></p> <p>(3) <u>6月1日から9月30日まで（土曜日を除く。）</u></p> <p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1160 756 2029 799"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p>	(略)
(略)			
(略)			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 46 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：地域振興部高城総合支所産業建設課】

条例名	都城市高城農村婦人の家条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 8 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	休館日の変更等を行うため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1 休館日を次のとおり変更する。(第 3 条関係)</p> <p>(1) 日曜日、水曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号) 第 3 条に規定する休日</p> <p>(2) 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで</p> <p>(3) 6 月 1 日から 9 月 30 日まで(土曜日を除く。)</p> <p>2 別表(第 10 条関係)中、備考 第 3 項を削除</p>		
関係する法令 及びその条項			
制定改廃を要す る関係条例等			
備考			

議案第47号

都城市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

都城市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

都城市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

都城市公設地方卸売市場業務条例（平成18年条例第215号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(取扱品目) 第7条 (略)</p> <p><u>2</u> 前項に定める取扱品目の属する部類に疑義があるときは、市長がこれを定める。</p> <p>(卸売予定数量等の報告及び公表) 第58条 (略) 2～5 (略)</p>	<p>(取扱品目) 第7条 (略)</p> <p><u>2</u> 市長は、前項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。</p> <p><u>3</u> 第1項に定める取扱品目の属する部類に疑義があるときは、市長がこれを定める。</p> <p>(卸売予定数量等の報告及び公表) 第58条 (略) 2～5 (略)</p> <p><u>6</u> 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>(1) 第7条第2項に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</p> <p>(2) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 47 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：農政部農政課】

条例名	都城市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	令和 8 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	卸売市場法の改正に伴い、取り扱う指定飲食料品等の公表等について定めるため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>「取り扱う指定飲食料品等」「指標」等の公表</p> <p>本市場で取り扱う品目について、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）に規定される指定飲食料品等が含まれる場合には、インターネット等により公表するよう規定する改正を行うもの。</p>		
関係する法令 及びその条項	<p>卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）</p> <p>食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）</p>		
制定改廃を要する 関係条例等			
備考			

議案第48号

都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

都城市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

都城市都市公園条例の一部を改正する条例

都城市都市公園条例（平成22年条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後					
（使用料等） 第21条（略） 2・3（略） 4 前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させるときは、 <u>次条</u> 及び第23条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。 別表第1（第7条、第21条関係） 1～7（略） 8 高崎総合公園の施設を利用する場合 （1）～（5）（略） （6） <u>たちばな北斗ハウス等</u>					（使用料等） 第21条（略） 2・3（略） 4 前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させるときは、 <u>第22条</u> 及び第23条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。 別表第1（第7条、第21条関係） 1～7（略） 8 高崎総合公園の施設を利用する場合 （1）～（5）（略） （6） <u>パークゴルフ場等</u>					
区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額		区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
たちばな北斗ハウス	A型（5人用1泊棟）	1泊	7,150円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。						
	B型（7人用1棟）	同上	10,000円	同上						
パークゴルフ	プレー代	(略)	(略)	同上		パークゴルフ	プレー代	(略)	(略)	基礎額と消費税及び地

ゴルフ場				
	(略)			
(略)				

備考 (略)

別表第2 (第7条関係)

有料施設等		利用時間
(略)		
高崎総合公園	たちばな北斗ハウス	午後3時から翌日の午前10時まで (宿泊の場合に限る。)
	パークゴルフ場	(略)
	(略)	

別表第3 (第8条関係)

有料施設等		休園日
(略)		
高崎総合公園	たちばな北斗ハウス	第3水曜日の午後3時から第3金曜日の午前10時まで。ただし、第3木曜日が国民の休日又は8月15日に当たるときは第4水曜日の午後3時から翌々日の午前10時まで
	パークゴルフ場	(略)
	(略)	
(略)		

ゴルフ場				方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
	(略)			
(略)				

備考 (略)

別表第2 (第7条関係)

有料施設等		利用時間
(略)		
高崎総合公園		
	パークゴルフ場	(略)
	(略)	

別表第3 (第8条関係)

有料施設等		休園日
(略)		
高崎総合公園		
	パークゴルフ場	(略)
	(略)	
(略)		

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 48 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：観光PR部みやこんじょPR課】

条例名	都城市都市公園条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	令和 8 年 4 月 1 日	制定年月	平成 22 年 12 月
制定改廃の 目的・背景	高崎総合公園たちばな北斗ハウスは、平成 24 年に当該敷地が土砂災害特別警戒区域に指定され、また、施設の老朽化が著しく、利用者の安全性が確保できないことから、当該施設の用途を廃止するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	別表第 1（第 7 条、第 21 条関係）、別表第 2（第 7 条関係）及び別表第 3（第 8 条関係）から、たちばな北斗ハウスに係る規定を削る。		
関係する法令 及びその条項			
制定改廃を要す る関係条例等			
備考			

議案第49号

都城市山之口駅観光スポーツ交流センター条例の一部を改正する条例
の制定について

都城市山之口駅観光スポーツ交流センター条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和8年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

都城市山之口駅観光スポーツ交流センター条例の一部を改正する条例
 都城市山之口駅観光スポーツ交流センター条例（令和6年条例第5号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業)</p> <p><u>第2条</u> 観光スポーツ交流センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>前条</u>に規定する目的を達成するために市長が必要とみとめる事業</p> <p>(利用時間)</p> <p><u>第3条</u> 観光スポーツ交流センターの利用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(管理の原則)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(利用の制限)</p>	<p><u>(施設)</u></p> <p><u>第2条</u> 観光スポーツ交流センターの施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(1) 待合所</u></p> <p><u>(2) 交流広場</u></p> <p>(事業)</p> <p><u>第3条</u> 観光スポーツ交流センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>第1条</u>に規定する目的を達成するために市長が必要とみとめる事業</p> <p>(利用時間)</p> <p><u>第4条</u> 観光スポーツ交流センターの利用時間は、午前0時から午後12時までとし、<u>イベント等で利用する場合は、午前8時から午後9時までとする。</u>ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(管理の原則)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(利用の制限)</p>

第7条 (略)

(利用権の譲渡の禁止)

第8条 (略)

(原状回復)

第9条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第6条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(損害賠償)

第10条 (略)

(委任)

第11条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の都城市山之口駅観光スポーツ交流センターに係る利用の許可等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

第8条 (略)

(利用権の譲渡の禁止)

第9条 (略)

(原状回復)

第10条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第7条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(損害賠償)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

議案第 49 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：地域振興部山之口総合支所地域生活課】

条例名	都城市山之口駅観光スポーツ交流センター条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 8 年 4 月 1 日	制定年月	令和 6 年 3 月
制定改廃の 目的・背景	交流広場の供用を開始するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1 施設を規定（第 2 条関係） 観光スポーツ交流センターの施設として以下の施設を規定 （1） 待合所 （2） 交流広場</p> <p>2 利用時間の変更（第 4 条関係） 観光スポーツ交流センターの利用時間を、午前 0 時から午後 12 時までとし、イベント等で利用する場合は、午前 8 時から午後 9 時までとする。</p> <p>3 その他条ずれ等の修正（第 3 条及び第 5 条から第 10 条まで）</p>		
関係する法令 及びその条項			
制定改廃を要す る関係条例等			
備考			

議案第50号

一般国道10号交差点新設工事に関する基本協定の締結について

都城インター工業団地高木北地区における一般国道10号交差点新設工事の国交省施行に伴い、次のとおり基本協定を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|----------------|
| 1 協定の目的 | 一般国道10号交差点新設工事 |
| 2 協定の方法 | 随意契約 |
| 3 協定の金額 | 246,254,429円 |
| 4 協定の相手方 | 国土交通省 九州地方整備局 |

議案第50号関係資料

基本協定書

- 1 協定概要 一般国道10号交差点新設工事に係る基本協定
都城インター工業団地高木北地区造成等工事の市道取付において、取付先となる国道10号の交差点新設工事が必要となるため、当該道路を所管する国土交通省九州地方整備局に当該工事を委託し、工事委託に要する基本協定の締結を行うもの。(道路工事一式)

- 2 協定金額 246,254,429円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額22,386,766円)

- 3 受託工事契約
令和8年度 140,144,429円
令和9年度 106,110,000円
合 計 246,254,429円
(消費税及び地方消費税込み)

議案第 5 1 号

議決事項の変更について

令和 7 年 3 月 2 1 日に議決された議案第 4 2 号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

都城市長 池 田 宜 永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 7 8 6 , 2 2 1 , 7 0 0 円

議案第42号

工事請負契約の締結について

R6企工第2号 工業団地造成事業 都城インター工業団地高木北地区（2工区）造成等工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

- 1 契約の目的 R6企工第2号 工業団地造成事業
都城インター工業団地高木北地区（2工区）造成等工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 659,120,000円
- 4 契約の相手方 吉原・木場・上村 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市中原町32街区1号
吉原建設 株式会社

R 6 企工第 2 号 工業団地造成事業

都城インター工業団地高木北地区（2 工区）造成等工事

1 工事概要

・開発区域	A = 52,906 m ²		
・造成工 切土	V = 2,020 m ³	・造成工 盛土	V = 76,599 m ³
・道路築造工	N = 一式	・雨水排水工	N = 一式
・調整池工	N = 一式	・緑地工	N = 一式
・防災施設工	N = 一式	・消防水利工	N = 一式
・撤去工	N = 一式	・敷地境界工	N = 一式
・仮設工	N = 一式	・地区外道路工	N = 一式
・市道改良工	N = 一式	・旧河川護岸撤去	N = 一式

2 予定価格 665,826,700 円（消費税及び地方消費税込み）

605,297,000 円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 659,120,000 円（消費税及び地方消費税込み）

599,200,000 円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 98.99%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
吉原・木場・上村 特定建設工事共同企業体 (50 : 30 : 20)	599,200,000	落札
桜木・丸宮・坂元 特定建設工事共同企業体 (50 : 30 : 20)	605,000,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

専決第15号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和7年6月10日専決

都城市長 池田 宜永

議決年月日	令和7年3月21日（令和7年議案第42号）		
工 事 件 名	R6企工第2号 工業団地造成事業 都城インター工業団地高木北地区（2工区）造成等工事		
相 手 方	吉原・木場・上村 特定建設工事共同企業体		
変 更 事 項	契約金額	議決のあった契約金額	659,120,000円
		今回変更後の契約金額	676,134,800円
		議決金額からの増減額	17,014,800円増額 (増減率2.58%増)
変 更 理 由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 ・新労務単価（令和7年3月単価）の適用に係る特例措置の請求により増額するもの。		

(文書取扱 総務部契約課)

議案第140号

議決事項の変更について

令和7年3月21日に議決された議案第42号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和7年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 731,976,300円

1 変更理由

- ・造成工事において大量に必要となる盛土材を公共工事残土で確保することとしているが、本工事の計画工程で進捗した場合、盛土材調達見込み量では盛土材が不足し、現場の手待ちや施工遅延に繋がるため、盛土材とする購入土量を追加するもの。
- ・本工事エリアは旧河川を埋め立て、農業用地として土地利用されていたことから、詳細設計の段階で電磁探査により旧護岸の位置を調査し、構造物の撤去範囲を決定していた。しかし、電磁探査結果以外の範囲からも構造物が出土したため、過去の航空写真を基に、構造物が残置されている想定範囲において掘削による調査を追加し、構造物を撤去及び処分したことにより増額するもの。

2 変更内訳

工 種	変更内容	追加費用額 (円)
造成工	盛土購入量の追加	33,966,000円
旧河川護岸 撤去工	調査範囲の追加 構造物の撤去及び処分の 追加	15,348,000円
合計 (税抜)		49,314,000円
消費税及び地方消費税額		4,931,400円
追加費用総計		54,245,400円

3 変更後の契約金額

現在の契約金額	731,976,300円
追加費用額	54,245,400円
変更後の契約金額	786,221,700円

議案第52号

議決事項の変更について

令和6年12月18日に議決された議案第135号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和8年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 479,040,100円

議案第135号

工事請負契約の締結について

R6企工第4号 工業団地造成事業 梅北インター工業団地（3・4工区）造成等工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | R6企工第4号 工業団地造成事業
梅北インター工業団地（3・4工区）造成等工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 282,810,000円 |
| 4 契約の相手方 | 都北・真栄・はやま 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市神之山町4866番地2
都北産業 株式会社 |

R 6 企工第 4 号 工業団地造成事業

梅北インター工業団地（3・4工区）造成等工事

1 工事概要

- ・開発区域 $A = 20,647 \text{ m}^2$
- ・造成工 切土 $V = 2,560 \text{ m}^3$
- ・盛土 $V = 17,624 \text{ m}^3$
- ・防災施設工 $N = \text{一式}$
- ・道路築造工 $N = \text{一式}$
- ・雨水排水工 $N = \text{一式}$
- ・地区外用水路工 $N = \text{一式}$
- ・調整池工 $N = \text{一式}$
- ・仮設工 $N = \text{一式}$
- ・緑地工 $N = \text{一式}$
- ・撤去工 $N = \text{一式}$

2 予定価格 285,763,500円（消費税及び地方消費税込み）

259,785,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 282,810,000円（消費税及び地方消費税込み）

257,100,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 98.96%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
都北・真栄・はやま 特定建設工事共同企業体 (50:30:20)	257,100,000	落札
南星・今元・博栄 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	259,785,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

専決第71号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和7年3月11日専決

都城市長 池 田 宜 永

議決年月日	令和6年12月18日（令和6年議案第135号）		
工 事 件 名	R6企工第4号 工業団地造成事業 梅北インター工業団地（3・4工区）造成等工事		
相 手 方	都北・真栄・はやま 特定建設工事共同企業体		
変 更 事 項	契約金額	議決のあった契約金額	282,810,000円
		今回変更後の契約金額	290,169,000円
		議決金額からの増減額	7,359,000円増額 (増減率2.60%増)
変 更 理 由	<p>次の理由により、契約金額の変更を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の伐採作業追加による増額 ・ 追加の樹木伐採及び工事範囲の除草処分費用追加による増額 		

(文書取扱 総務部契約課)

議案第100号

議決事項の変更について

令和6年12月18日に議決された議案第135号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和7年6月9日提出

都城市長 池田 宜永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 414,352,400円

1 変更理由

- ・工事エリアにおいて掘削を実施したところ、湧水が継続的に発生していることが確認されたため、地盤の軟弱化による道路等の沈下や変形等の発生を抑制し、安定性を確保することを目的として、湧水処理のための排水施設工（埋設排水管等）及び水替工を追加するもの。
- ・調整池の施工箇所において掘削を実施したところ、調整池の底面部となる地盤が想定より軟弱であることが判明したことから、構造物の安定性及び品質を確保する目的で、割栗石による現地盤改良工を追加するもの。
- ・本工事では、国が推奨しているICT技術活用を受注者の希望に応じて採用可能な仕様としており、受注者からICT活用の協議があったことから、取り組みに必要な経費として3次元測量費等を追加するもの。
- ・その他、工事の実施に伴う数量の増減。

2 変更内訳

工 種	変更内容	追加費用額（円）
雨水排水工 仮設工	湧水処理のための排水施設工を追加 構造物施工における水替工を追加	24,717,000円
調整池工	割栗石による現地盤改良工の追加	25,347,000円
技術管理費	ICT活用による3次元測量費等の追加	12,519,000円
その他	工事実施に伴う数量の増減	▲3,776,000円
合計（税抜）		58,807,000円
消費税及び地方消費税額		5,880,700円
追加費用総計		64,687,700円

3 変更後の契約金額

現在の契約金額	414,352,400円
追加費用額	64,687,700円
変更後の契約金額	479,040,100円

議案第54号

薬科休日急患診療事業事務の委託に関する三股町との協議について

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき別紙のとおり規約を定め、三股町の薬科休日急患診療事業事務を受託することについて協議するため、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

都城市長 池田 宜永

三股町と都城市との薬科休日急患診療事業事務委託に関する規約

(事務の委託に伴う関係地方公共団体)

第1条 事務の委託をする地方公共団体及び事務の委託を受ける地方公共団体は、次のとおりとする。

委託する側 三股町（甲）

受託する側 都城市（乙）

(委託事務の範囲)

第2条 甲は、甲における薬科休日急患診療事業に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を乙に委託する。

(管理及び執行の方法)

第3条 前条に掲げる委託事務の管理及び執行については、すべて乙が行うものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の規定により甲の負担すべき経費の額及び納入時期については、甲及び乙が協議して定める。

(予算の計上)

第5条 委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出は、乙の歳入歳出予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う使用料及び手数料その他の収入は、乙の収入とする。

(決算の場合の措置)

第7条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(事務管理状況等の通知)

第8条 乙は、各年度の終了後、速やかに委託事務の管理及び執行の状況を甲に通知するものとする。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第9条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例、規則その他の関係規程（以下「条例等」という。）を制定又は改廃した場合は、直ちに甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の規定による通知があったときは、直ちに条例等を公布又は公表するものとする。

(連絡会議)

第10条 甲及び乙は、委託事務の管理及び執行並びに委託料等について、連絡調整を図るため、連絡会議を開くものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 55 号

薬科休日急患診療事業事務の委託に関する曾於市との協議について

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき別紙のとおり規約を定め、曾於市の薬科休日急患診療事業事務を受託することについて協議するため、同条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

都城市長 池 田 宜 永

曾於市と都城市との薬科休日急患診療事業事務委託に関する規約

(事務の委託に伴う関係地方公共団体)

第1条 事務の委託をする地方公共団体及び事務の委託を受ける地方公共団体は、次のとおりとする。

委託する側 曾於市（甲）

受託する側 都城市（乙）

(委託事務の範囲)

第2条 甲は、甲における薬科休日急患診療事業に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を乙に委託する。

(管理及び執行の方法)

第3条 前条に掲げる委託事務の管理及び執行については、すべて乙が行うものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の規定により甲の負担すべき経費の額及び納入時期については、甲及び乙が協議して定める。

(予算の計上)

第5条 委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出は、乙の歳入歳出予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う使用料及び手数料その他の収入は、乙の収入とする。

(決算の場合の措置)

第7条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(事務管理状況等の通知)

第8条 乙は、各年度の終了後、速やかに委託事務の管理及び執行の状況を甲に通知するものとする。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第9条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例、規則その他の関係規程（以下「条例等」という。）を制定又は改廃した場合は、直ちに甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の規定による通知があったときは、直ちに条例等を公布又は公表するものとする。

(連絡会議)

第10条 甲及び乙は、委託事務の管理及び執行並びに委託料等について、連絡調整を図るため、連絡会議を開くものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 56 号

薬科休日急患診療事業事務の委託に関する志布志市との協議について

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき別紙のとおり規約を定め、志布志市の薬科休日急患診療事業事務を受託することについて協議するため、同条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

都城市長 池 田 宜 永

志布志市と都城市との薬科休日急患診療事業事務委託に関する規約

(事務の委託に伴う関係地方公共団体)

第1条 事務の委託をする地方公共団体及び事務の委託を受ける地方公共団体は、次のとおりとする。

委託する側 志布志市（甲）

受託する側 都城市（乙）

(委託事務の範囲)

第2条 甲は、甲における薬科休日急患診療事業に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を乙に委託する。

(管理及び執行の方法)

第3条 前条に掲げる委託事務の管理及び執行については、すべて乙が行うものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の規定により甲の負担すべき経費の額及び納入時期については、甲及び乙が協議して定める。

(予算の計上)

第5条 委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出は、乙の歳入歳出予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う使用料及び手数料その他の収入は、乙の収入とする。

(決算の場合の措置)

第7条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(事務管理状況等の通知)

第8条 乙は、各年度の終了後、速やかに委託事務の管理及び執行の状況を甲に通知するものとする。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第9条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例、規則その他の関係規程（以下「条例等」という。）を制定又は改廃した場合は、直ちに甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の規定による通知があったときは、直ちに条例等を公布又は公表するものとする。

(連絡会議)

第10条 甲及び乙は、委託事務の管理及び執行並びに委託料等について、連絡調整を図るため、連絡会議を開くものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 57 号

市道の認定及び廃止について

別紙のとおり市道を認定及び廃止することについて、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

都城市長 池 田 宜 永

別紙

市道路線の認定

市内全域

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
8	甲斐元通線	都城市 早鈴町	都城市 五十町	資料番号①

庄内・横市地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
20670	乙房670号線	都城市 乙房町	都城市 乙房町	資料番号②
20671	乙房671号線	都城市 乙房町	都城市 乙房町	資料番号②
20672	乙房672号線	都城市 乙房町	都城市 乙房町	資料番号②

沖水地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
40550	高木原550号線	都城市 高木町	都城市 高木町	資料番号⑤
40556	高木・太郎坊556号線	都城市 高木町	都城市 太郎坊町	資料番号⑤
40557	高木・太郎坊557号線	都城市 高木町	都城市 太郎坊町	資料番号⑤
40558	太郎坊558号線	都城市 太郎坊町	都城市 太郎坊町	資料番号⑤
40559	太郎坊559号線	都城市 太郎坊町	都城市 太郎坊町	資料番号④
40560	太郎坊560号線	都城市 太郎坊町	都城市 太郎坊町	資料番号④
40055	金田55号線	都城市 金田町	都城市 金田町	資料番号④
40561	金田561号線	都城市 金田町	都城市 金田町	資料番号④
40056	都北56号線	都城市 都北町	都城市 都北町	資料番号④
40446	都北・金田446号線	都城市 都北町	都城市 金田町	資料番号③
40562	金田562号線	都城市 金田町	都城市 金田町	資料番号③
40563	金田563号線	都城市 金田町	都城市 金田町	資料番号③
40564	金田564号線	都城市 金田町	都城市 金田町	資料番号③

市道路線の廃止

市内全域

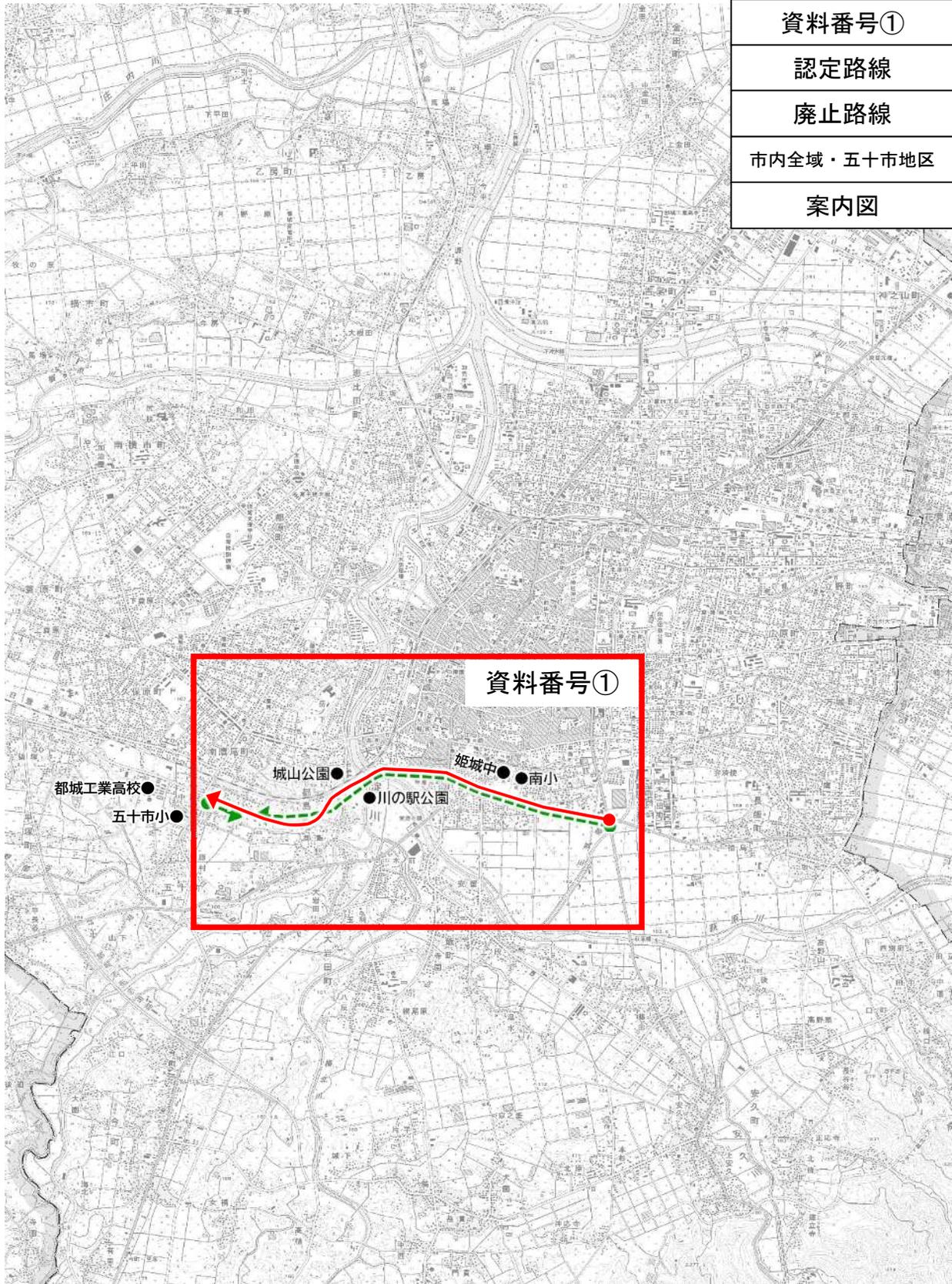
路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
8	甲斐元通線	都城市 早鈴町	都城市 都島町	資料番号①

沖水地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
40550	高木原550号線	都城市 高木町	都城市 高木町	資料番号⑤
40548	高木原548号線	都城市 高木町	都城市 高木町	資料番号⑤
40055	金田55号線	都城市 金田町	都城市 都北町	資料番号④
40056	都北・金田56号線	都城市 都北町	都城市 金田町	資料番号④
40446	金田446号線	都城市 都北町	都城市 金田町	資料番号③

五十市地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
50955	中尾955号線	都城市 五十町	都城市 五十町	資料番号①



資料番号①

認定路線

廃止路線

市内全域・五十市地区

案内図

資料番号①

都城工業高校●
五十市小●

城山公園●

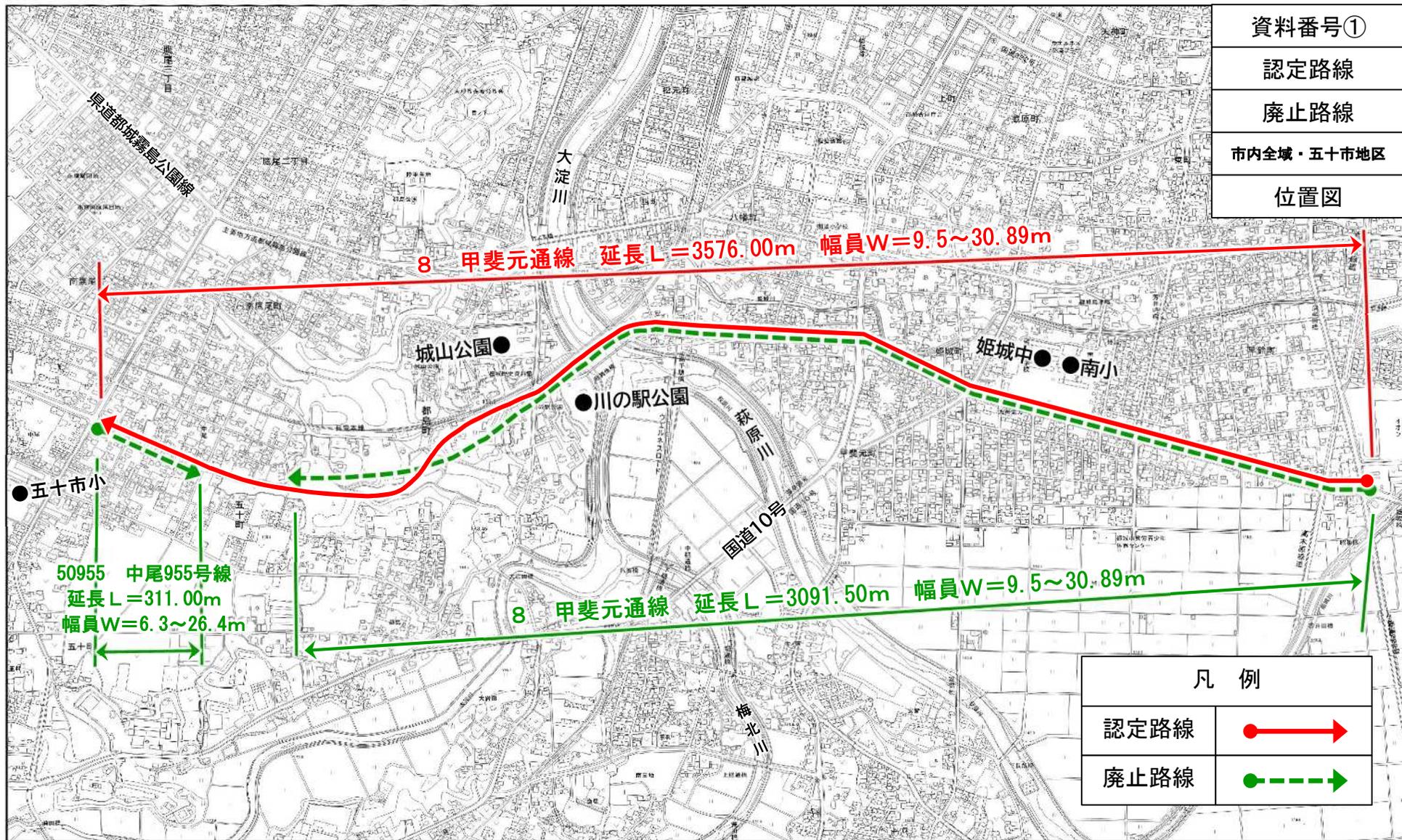
川の駅公園●

姫城中●

南小●

※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。

2024



資料番号①
認定路線
廃止路線
市内全域・五十市地区
位置図

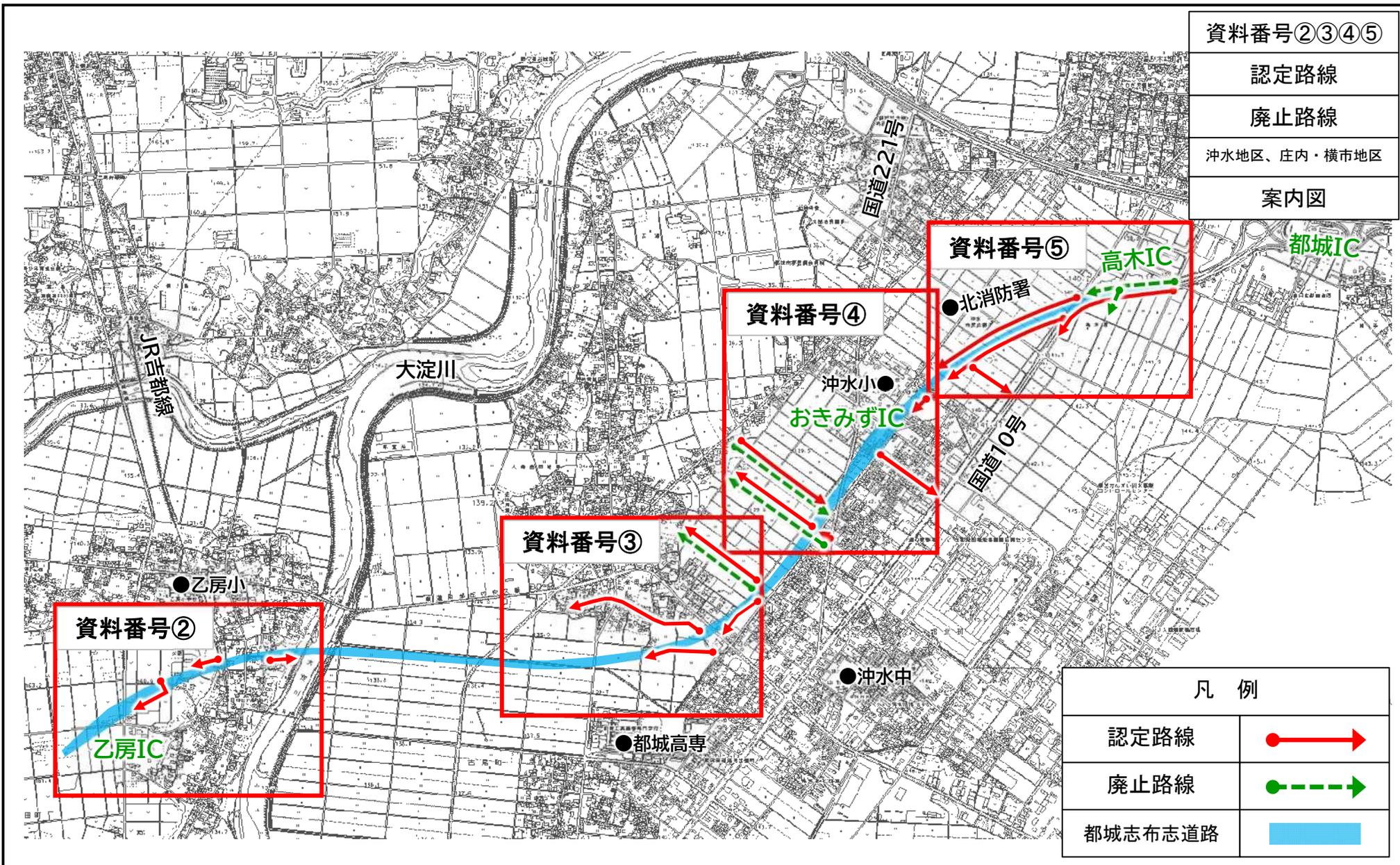
8 甲斐元通線 延長 L = 3576.00m 幅員 W = 9.5 ~ 30.89m

8 甲斐元通線 延長 L = 3091.50m 幅員 W = 9.5 ~ 30.89m

50955 中尾955号線
 延長 L = 311.00m
 幅員 W = 6.3 ~ 26.4m

凡 例	
認定路線	
廃止路線	

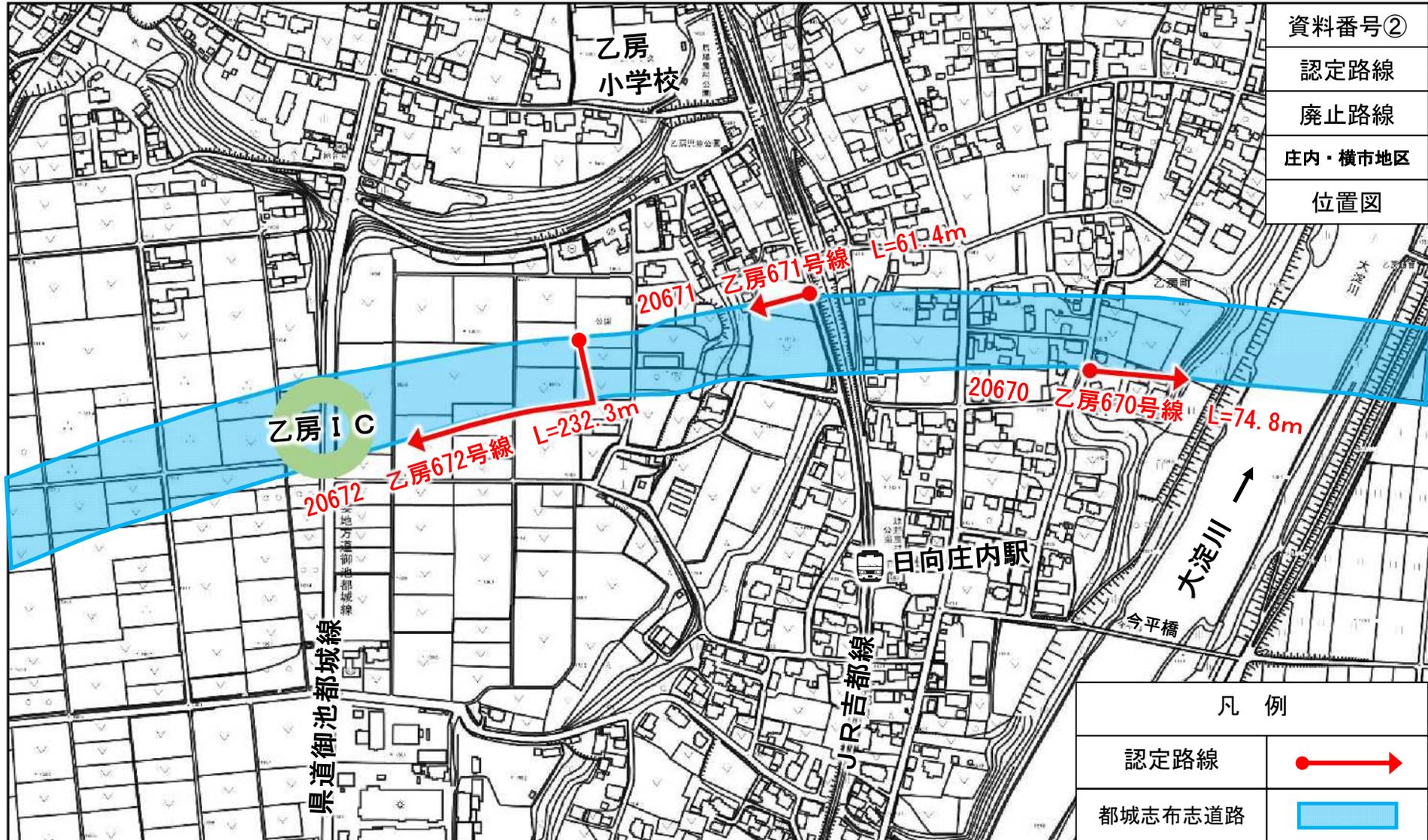




資料番号②③④⑤
認定路線
廃止路線
沖水地区、庄内・横市地区
案内図

凡 例	
認定路線	
廃止路線	
都城志布志道路	

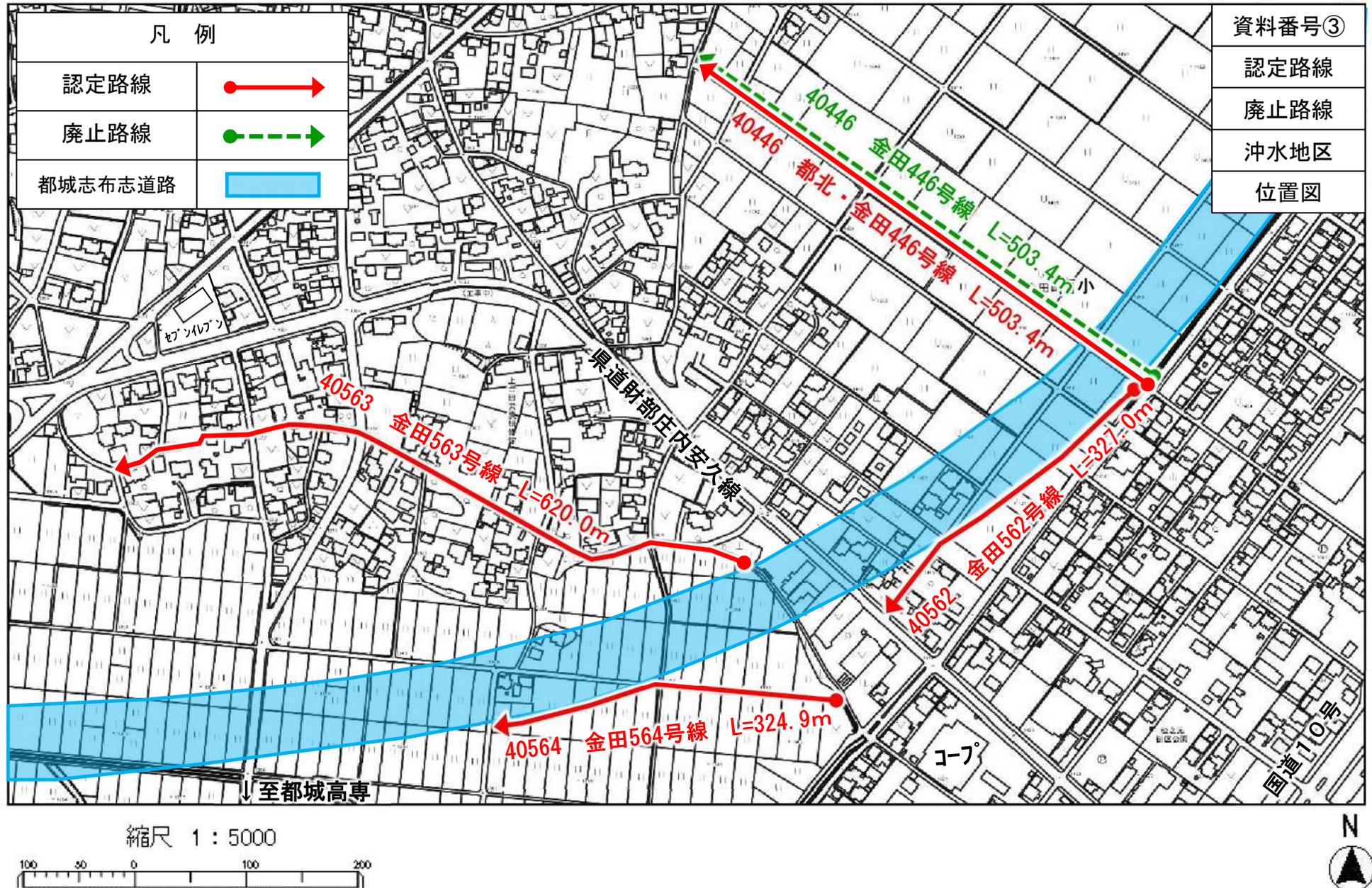
※この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません。



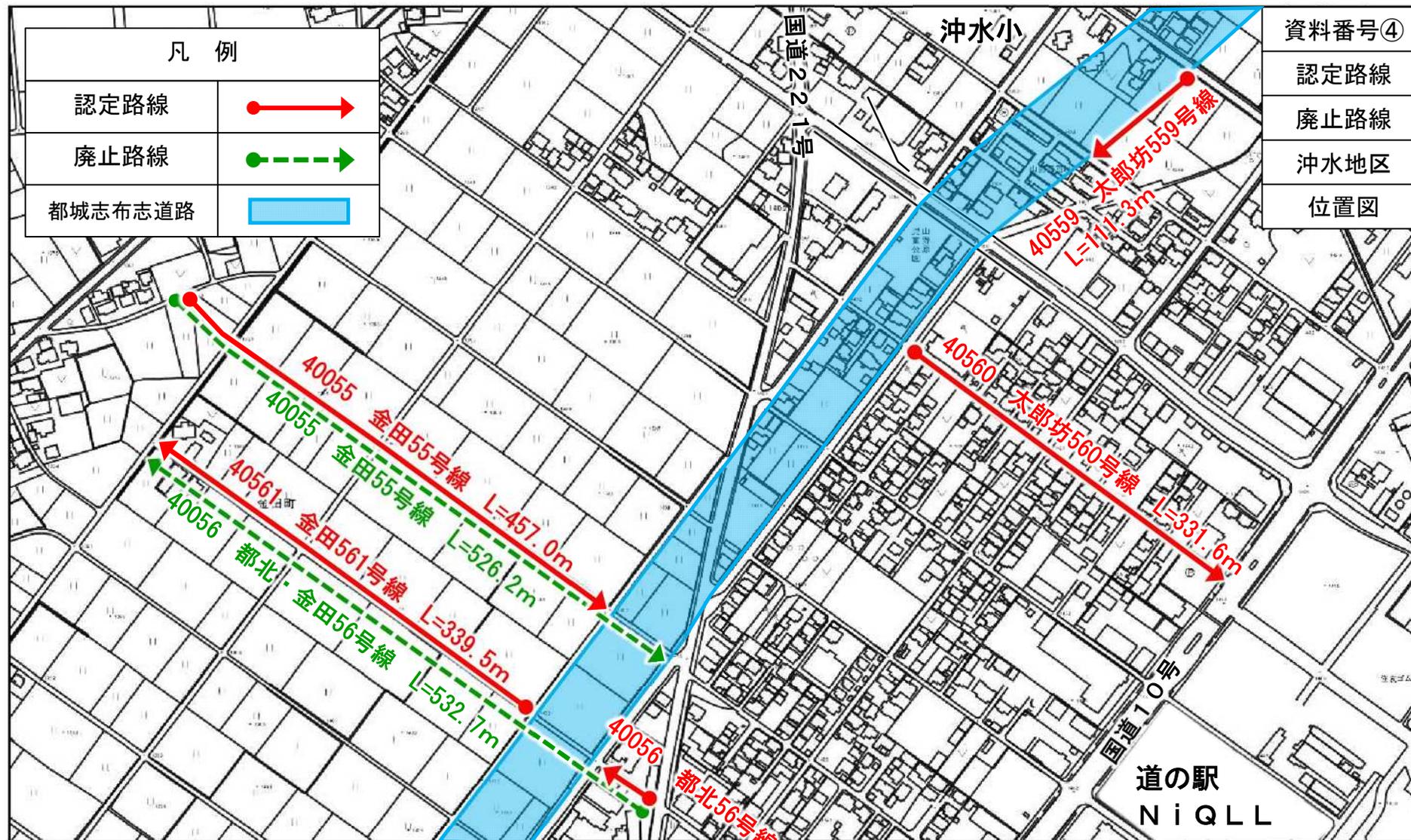
縮尺 1 : 5000



※この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません。



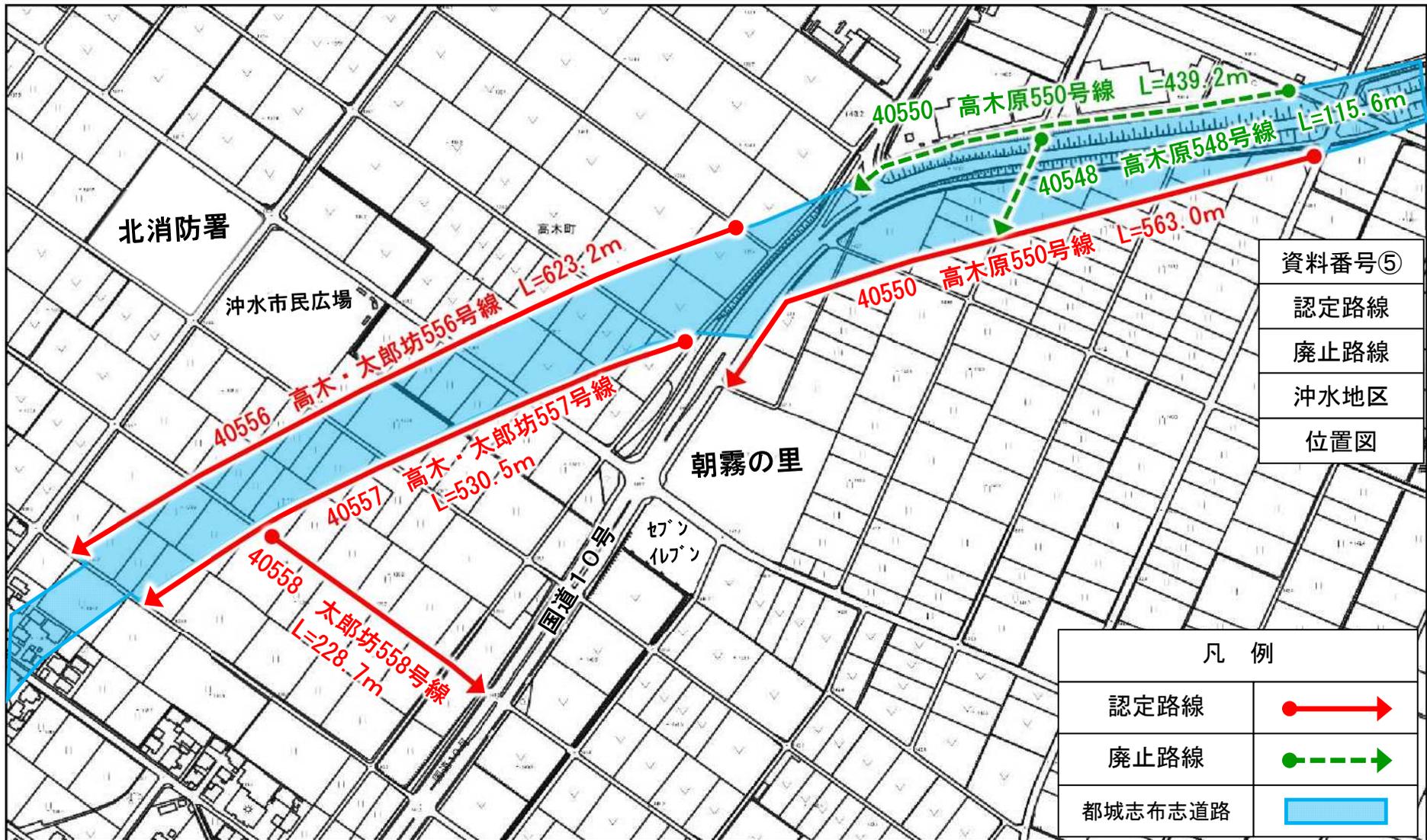
※この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません。



縮尺 1 : 5000



※この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません。



縮尺 1 : 5000

